

環境保全セミナー 実施要項

一般社団法人日本ダイカスト協会

1. 目的

環境保全セミナーは、一般社団法人日本ダイカスト協会（以下、協会という。）の会員企業に対して、環境保全に関するセミナー（別記 参照）（以下、セミナーという。）を行い、業界の環境保全に関する知識・技術・技能のレベルアップを図り、健全な企業経営、企業の社会的責務を果たすことにより、国民生活の向上に資することを目的とする。

2. 対象

協会の会員企業及びその従業員（経営層、管理職及び担当社員）を対象とする。

3. 実施要領（「環境保全セミナー」のフローチャート 参照）

(1) セミナーは、協会の環境・安全委員会が主催することとし、原則として、年1回東京・名古屋・大阪の3か所において開催する。

セミナーの演題及び講師並びに開催日時及び開催場所は、環境・安全委員会が決定する。

(2) 協会は、「環境保全セミナー講師依頼書」（別紙）を講師に発行する。

(3) 講師は、「環境保全セミナー講師承諾書」（別紙）を協会に提出する。

(4) 協会は、開催日1か月前までに協会の会員企業に開催案内を通知する。

(5) セミナー参加を希望する協会の会員企業は、開催案内に添付した「参加申込書」によって協会に申し込む。

(6) 協会は、必要に応じてセミナー開催当日「受講証明書」を受講者に発行する。

(7) 協会は、セミナー開催後「講演会、報告会等の原稿料、謝金及び交通費規程」に基づく原稿料、謝金及び交通費（交通費は、会員企業以外の講師のみ対象）を講師に支払う。

(8) 協会は、セミナー実施結果を環境・安全委員会に報告する。

附則

1. この要領は、平成21年8月10日から施行する。

2. この要領は、平成20年9月東京・大阪で開催した結果を踏まえて制定したものである。

3. この要領の改廃は、一般社団法人日本ダイカスト協会環境・安全技術委員会が行う。

別記 「環境保全セミナー」のカリキュラム

1. 法令等

- (1)環境基本法関連（大気、水質、騒音、振動など）の法律・政令・省令・告示
- (2)循環型社会形成基本法関連（廃掃法、リサイクル法など）の法律・政令・省令・告示
- (3)省エネルギー関連（省エネルギー法など）の法律・政令・省令・告示
- (4)職場環境関連（労働衛生）の法律・政令・省令・告示・指針*
- (5)諸外国の規制動向・トピックス

2. 実 例

- (1)省エネルギー・CO₂削減の進め方の実例
- (2)廃棄物削減の進め方の実例
- (3)職場環境改善の進め方の実例
- (4)環境保全活動を経営活動（利益貢献、継続活動）に結びつけた実例

3. マネジメントシステム

- (1)環境マネジメントシステム（エコアクション9（環境省）における環境保全のポイント
- (2)環境マネジメントシステム（ISO 14004 環境マネジメントシステム—原則、システム及び支援技法の一般指針）における環境保全のポイント

4. その他

環境・安全委員会が必要としたもの。

注* (4)職場環境関連（労働衛生）の法律・政令・省令・告示・指針

労働安全衛生法第59条及び第60条に該当するものは、「雇用調整助成金の教育訓練助成金の対象外」である。

[「雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金 ガイドブック

H21.4.1 厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク（公共職業安定所）] のP10 参照

労働安全衛生法（抜粋）

（安全衛生教育）

第59条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第60条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。

二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。

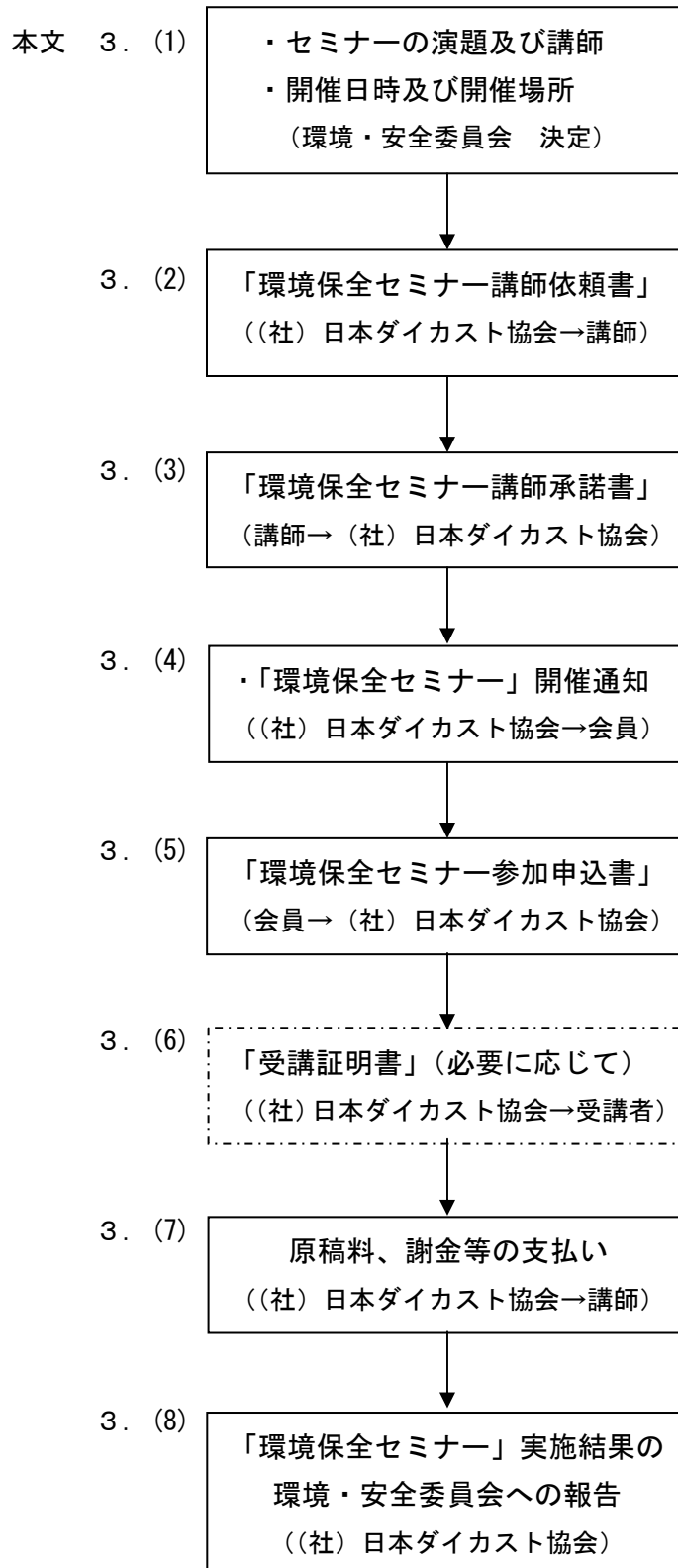
三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

第60条の二 事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

「環境保全セミナー」のフローチャート



「環境保全セミナー」講師 依頼書

平成 年 月 日

講師 _____ 様

社団法人日本ダイカスト協会 印

前略 当協会の環境・安全委員会が主催する下記の環境保全セミナーの講師を依頼いたします。

なお、原稿料、謝金及び交通費が発生したときは、「講演会、報告会等の原稿料、謝金及び交通費規程」に基づく原稿料、謝金及び交通費（交通費は、会員企業以外の講師のみ対象）をお支払いします。

ご承諾いただける場合は、「環境保全セミナー講師 承諾書」を速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

草々

記

1. 開催日時 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分

2. 開催場所

都府県 市区町 — —

TEL : — —

3. 講義内容

----- (切り取らずこのままお送りください。) -----

「環境保全セミナー」講師 承諾書

平成 年 月 日

(社) 日本ダイカスト協会 御中 (FAX : 03-3434-8829)

上記「環境保全セミナー講師 依頼書」の講師を承諾します。

講師 _____ 印